



新規求人情報

市内企業では、ハローワーク砂川を通じて、新規求人を次のとおり行っています。

募集内容

職種	年齢	求人数
販売員(コンビニ)	不問	1
事務員	不問	1
火葬場従事者	64歳以下	1
フロント営業	40歳以下	2
大型10tダンプ運転手	64歳以下	1
コンクリート二次製品製造スタッフ	59歳以下	1

(8月3日現在)

☎ハローワーク砂川Tel 54-3147

ラブ・リバー花火ショー、砂川納涼花火大会は8/20(日)に延期になります!

8月4日(金)に開催を予定していました「第27回ラブ・リバー砂川夏まつり」の花火ショーと「第51回砂川納涼花火大会」は、下記の日程に延期となります。

●とき 8月20日(日) 19:30～

●ところ 砂川オアシスパーク

※当初予定していたラブ・リバー砂川夏まつりの花火ショー以外のプログラム(ステージイベントなど)は実施しません。

☎【ラブ・リバー砂川夏祭りに関すること】

砂川夏まつり実施本部(観光係内) Tel 74-8384

【砂川納涼花火大会に関すること】 商工会議所Tel 52-4294



リサイクル即売会

各参加団体が収集した再利用できる品物を来場者に販売する、「リサイクル」を目的とした「即売会」を開催します。

●とき 9月3日(日) 11:00～14:00

●ところ 遊水地管理棟 1階ホール

●内容 リサイクル品の販売、リフォーム作品の展示・販売
※市役所でのリサイクル品の受け付けはしませんので、ご了承ください。

☎ものを大切にする運動推進協議会(生活交通係内)
Tel 74-4758



8月の保育所開放

●とき 8月23日(水) 10:00～11:00

●ところ 市内保育所

●対象 未就学児とその保護者

●内容 「手形スタンプをしよう!」

●申込 下記へ

☎ひまわり保育園Tel 54-4555

さくら保育園Tel 52-3335

空知太保育所Tel 53-3287



蔵書点検に伴う図書館休館

図書館では蔵書点検のため、次の期間を休館します。

●休館期間 8月31日(木)～9月7日(木)

※休館中の本の返却は、返却ポストをご利用ください。

※緊急に本が必要な場合は、下記へご連絡ください。

☎図書館Tel 52-3819



市職員採用登録試験

市では、令和6年4月採用の職員採用登録試験(保健師)を次のとおり実施します。

●職種・資格

・保健師

保健師の免許を有している方または令和6年3月末までに免許取得見込みの方で平成9年4月2日以降に生まれた方

●登録人員 若干名

●試験日 9月29日(金)

●申込書・提出書類

・市が交付する登録試験申込書

・卒業証書の写しまたは卒業証明書(見込証明書)

・成績証明書

・保健師免許証の写し(保健師免許を有している方)

・受験票返送用切手404円分

●申込 9月15日(金)(必着)までに下記へ

※職員係(3階31番窓口)へ持参の場合は受付時間8:30～17:15(土・日曜日を除く)

☎職員係Tel 74-8782



女性のためのバツイアー検診

すながわ健康ポイント対象事業

各種がん検診や特定健診、後期高齢者健診、オプション検査が受診できます。

●とき 9月28日(木) 受付7:30～7:45(集合・解散はふれあいセンター)

●ところ 札幌がん検診センター
※無料の送迎バスが出ます。

●定員 35人

●詳細・申込

8月21日(月)～9月15日(金)までに下記へ

☎ふれあいセンターTel 52-2000

ご存知ですか？ 特別障害者手当と障害児福祉手当

精神または身体に著しく重度の障がい有する 20 歳以上の方に特別障害者手当、20 歳未満の方に障害児福祉手当を支給します。

※受給するには申請が必要です。申請後に審査があり、要件を満たしている方に支給されます。

	特別障害者手当	障害児福祉手当																					
対象	20 歳以上で精神または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 在宅の重度障がい者	20 歳未満で精神または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時介護を必要とする 在宅の重度障がい児																					
	<p>【支給の対象となる障がいの程度】 おおむね次の障がい 重複する方 またはそれと同程度以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳の 1、2 級 ○知能指数がおおむね 20 以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい <p>※上記障がいは目安です。</p> <p>次のような場合は手当を受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が施設に入所している場合 ・障がい者が 3 か月を超えて病院などに入院している場合 	<p>【支給の対象となる障がいの程度】 おおむね次の障がい有する方またはそれと同程度以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳の 1、2 級 ○知能指数がおおむね 20 以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい <p>※上記障がいは目安です。</p> <p>次のような場合は手当を受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児が施設に入所している場合 ・障がい児が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合 																					
支給額	<p>【手当月額】 27,980 円</p> <p>※手当額は前年の全国消費者物価指数の変動に応じて毎年 4 月に改定されます。</p>	<p>【手当月額】 15,220 円</p> <p>※手当額は前年の全国消費者物価指数の変動に応じて毎年 4 月に改定されます。</p>																					
支給月	2 月、5 月、8 月、11 月（各月 10 日）																						
所得制限	<p>受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合、手当は支給されません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の人数</th> <th>本人</th> <th>配偶者・扶養義務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 人</td> <td>3,604,000 円</td> <td>6,287,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 人</td> <td>3,984,000 円</td> <td>6,536,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>4,364,000 円</td> <td>6,749,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>4,744,000 円</td> <td>6,962,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>5,124,000 円</td> <td>7,175,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 人</td> <td>5,504,000 円</td> <td>7,388,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		扶養親族の人数	本人	配偶者・扶養義務者	0 人	3,604,000 円	6,287,000 円	1 人	3,984,000 円	6,536,000 円	2 人	4,364,000 円	6,749,000 円	3 人	4,744,000 円	6,962,000 円	4 人	5,124,000 円	7,175,000 円	5 人	5,504,000 円	7,388,000 円
扶養親族の人数	本人	配偶者・扶養義務者																					
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円																					
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円																					
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円																					
3 人	4,744,000 円	6,962,000 円																					
4 人	5,124,000 円	7,175,000 円																					
5 人	5,504,000 円	7,388,000 円																					

☎社会福祉係 Tel 74-8103